

14 障害者虐待防止について

○対象となる障害者とは・・

身体障害者	主に手や足・目・耳・内臓機能などに障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な人
知的障害者	主に先天的または出生時などに脳が障害を受けて知的な発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な人
精神障害者 (害発達障を含む)	主に統合失調症、うつ病、自閉症など病気や脳機能障害で、日常生活や社会生活に援助が必要な人
その他	社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

障害者虐待の例として、以下のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。

①**身体的虐待**：身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。【例：殴る、蹴る、閉じ込める、縛り付ける等】

②**性的虐待**：無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。【例：性的行為の強要、わいせつな映像を見せる等】

③**心理的虐待**：侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。【例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う等】

④**放棄・放任**：食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をせず、心身を衰弱させる(ネグレクト)こと。【例：食事を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない等】

⑤**経済的虐待**：本人の同意なしに、財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。【例：年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う等】

～虐待の問題を抱え込まないでください～

虐待を受けた障害者本人からの届け出や虐待を発見した人からの通報に対して、支援活動の体制が整えられています。また、虐待を通報した人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、情報は守られます。ひとりで抱え込んだり、放置したりせず、地域社会の支援を受けながら虐待に関わる問題を一緒に考えていきましょう。

※生命の危険など、緊急性が高い場合は警察（110番）または救急（119番）へ連絡してください。

<障害者虐待に関する相談先>

●平日（8時30分～17時15分） つくば市障害者虐待防止センター （障害者地域支援室）	電話 029-883-1347 FAX 029-868-7544
●土・日・祝日（24時間）・夜間（17時15分～翌8時30分） つくば市障害者虐待防止センター（転送）	電話 029-883-1347
●茨城県障害者権利擁護センター 平日（月曜日～金曜日） 9時～17時	電話 029-353-8663 FAX 029-353-8663 電話番号はFAX兼用です

15 障害程度等級

○ 精神障害者保健福祉手帳の障害程度の判定等

- (1) 1 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (2) 2 級 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (3) 3 級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの